

議案第59号

愛西市図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

愛西市図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和2年12月4日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、愛西市立田図書館を廃止するため、改正する必要があるからである。

愛西市図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

愛西市図書館の設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中

| | | | |
|-----|----------|--------------|---|
| 中央館 | 愛西市中央図書館 | 愛西市須依町東田面6番地 | を |
| 分館 | 愛西市立田図書館 | 愛西市小茂井町松下5番地 | |

| | | | |
|-----|----------|--------------|---|
| 中央館 | 愛西市中央図書館 | 愛西市須依町東田面6番地 | に |
|-----|----------|--------------|---|

改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。